

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年12月17日（平成30年（行情）諮問第612号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第548号）

事件名：特定税務署が特定期間に受理した個人事業の開業・廃業等届出書に係る各年度ごとの内訳件数の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定税務署が特定期間に受理した個人事業の開業・廃業等届出書にかかる各年度ごとの内訳件数（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月12日付け特定記号第126号により特定税務署長が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

（1）本件開示請求に至った経緯

ア 請求前の事前相談

中小企業の事業承継問題が顕在化する中、平成29年に特定信用調査機関が行った後継者問題に関する企業の実態調査では、審査請求人の居住する特定都道府県は、後継者不在率a％、都道府県別でb番目に高く、非常にショッキングなものであった。これを受けて、特定月特定市議会での一般質問でも中小企業の実態把握の必要性が議論されたところである。

中小企業の実態把握のための統計調査としては、総務省が実施する経済センサス基礎調査が挙げられるが、当該調査は5年ごとであり、かつ、市町村別での結果の公表は限定的なものとなっており、廃業に関する項目はない。

一方、国税庁は、所得税法229条を手続根拠として、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止したとき又は事業を廃止したときの手続をホームページでも案内

している。

そのようなことから、市内中小企業数の推移を年次的に推計するための挙証資料とするため、特定市全域を管轄区域とする特定税務署へ、受理した個人事業の開業・廃業等の届出件数について、市の公文書での依頼により回答を得られるか相談を行ったが、内部協議の結果、回答困難とのことであった。

イ 個人による本件開示請求

特定市と特定税務署は、業務遂行に当たり相互協力を行っており、良好な関係を毀損することがあってはならない。そこで、一国民、一市民として、公益に寄与するものと考え、請求に至ったものである。

(2) 開示請求のあった行政文書は、保有していないため、不開示とした理由

ア 保有していないことの事実関係

上記(1)アの中で述べたように、各税務署では開業・廃業届を受理しており、これらの書類は少なくともファイリングされている。通常、行政機関では、文書管理する場合、その内容に関する整理表を作成して、総件数や区分ごとの件数をまとめている。また、国税庁は、毎年度、統計資料を公表しており、都道府県別の普通法人数も見受けられることから、全国の税務署から、中小企業の増減を把握した数字が国税庁へ報告されているものと考えられ、紙媒体もしくは、システムなどの電子媒体をもって記録、管理されていると推測される。

ついでには、本件開示請求は、年度ごとの内訳件数が分かるものを請求したものであり、例えば、各届をファイルごとにまとめた整理表や、報告用の起案文、国税庁への調査報告書、あるいは、システム内には存在しており、データ抽出が可能ではないか。

イ 不開示の決定

上記アの結果、一部でも該当文書があれば、一部公開ということもありうる。したがって、開示請求のあった行政文書は、保有していないため、不開示とした処分庁の決定は、法の適用を誤っている可能性がある。

(3) 意見及び要望

今般、財務省及び国税庁では、トップが更迭される過程において、文書の著しく不適正な処理が判明して国民の大きな批判を浴びたところである。真摯に反省の上で、信頼回復に向けては、組織を挙げて襟を正し、自発的、積極的に国民に対して保有する情報をホームページなどで公開すべきである。

また、本件開示請求は、特定税務署に対してのみ行ったものであり、

その目的と個人的な請求によって、事務労力の負担をおかけしないよう、他の税務署への請求は行っていない。

しかるに、国税庁として、事務改善の観点からも、調査の上、改善を望む。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成30年9月12日付け特定記号第126号により、本件対象文書は保有しておらず、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

(1) 「個人事業の開業・廃業等届出書」（以下「開廃業届」という。）は、新たに事業を開始したとき、事業用の事務所・事業所を新設、増設、移転、廃止した時又は事業を廃止した時に、所得税法229条の規定に基づき、税務署長に対して提出することとされている。

(2) 審査請求人は、「通常、行政機関では、文書管理する場合、その内容に関する整理表を作成して、総件数や区分ごとの件数をまとめている。」と主張しているが、税務署に対して開廃業届が提出された場合には、窓口である管理運営部門において、收受手続を行い、国税総合管理システム（以下「KSKシステム」という。）に收受事績及び開廃業日付を登録した上で、税務署に提出された他の届出書等と併せて、個人課税部門へ引継ぎを行うこととしており、引継ぎを受けた個人課税部門において、当該届出書を税務署の実情に応じて各年分別又は氏名50音順に編てつ保管することになるが、税務署が開廃業届の処理及び文書を保管する一連の事務の中で、特定期間の開廃業届の総件数や開業・廃業の区分ごとに件数を集計し、整理表等を作成する事務はない。

また、処分庁に確認を行ったところ、独自に作成している事実も確認できなかった。

(3) 審査請求人は、国税庁が統計資料を作成公表していることを理由に、「全国の税務署から中小企業の増減を把握した数字が国税庁へ報告されている」と主張しているが、中小企業の増減と開廃業届は関係なく、国税庁ホームページに掲載されている統計情報資料及び報道発表資料には、全国の開廃業届に係る件数情報はない上、税務署別の開廃業届に係る件数情報もない。

また、統計情報及び報道発表に係る資料の作成並びにそれ以外の目的のために、国税庁及び国税局から税務署に対して、開廃業届の件数に関する報告を求めることもしていない。

- (4) 審査請求人は、「システム内には存在しており、データ抽出が可能ではないか。」と主張しているが、開廃業届の提出があった際には、K S Kシステムに收受事績及び開廃業日付を登録することになるため、各事業者別に開廃業届の提出状況に関するデータは、一定の期間保有することになるが、当該データから既存のシステムで、審査請求人が求めるような各年度の開廃業届の総件数、開業・廃業の区分ごとの件数を抽出することはできない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書は、処分庁において作成・保有の事実は認められず、行政文書不存在として行った原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月15日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年3月7日 審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。なお、本件対象文書は、開示請求書の文言から、開廃業届を開業及び廃業等の区分別に集計した件数が記載された文書を指すものと解される。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 税務署において開廃業届を受理した場合の事務処理については、国税庁の管理運営事務及び個人課税事務（以下、併せて「個人課税事務等」という。）の運営指針である管理運営事務提要及び個人課税事務提要（以下、併せて「個人課税事務提要等」という。）に基づき、窓口である管理運営部門において收受手続を行い、K S Kシステムに收受事績及び開廃業等の日付を登録した上で、当該登録済みの開廃業届を個人課税部門へ引き継ぎ、個人課税部門において署の実情に応じて各年分別又は氏名の50音順により編てつし、保管している。

なお、編てつや保管に当たり、目次等として、編てつされる開廃業

届の総件数や内訳件数が分かる文書などを作成することはしていない。

イ 国税庁及び各国税局において、全国及び管内の各税務署において受理された開廃業届の件数を公表するなどしておらず、各税務署に対して開廃業届の年度ごとの内訳件数に関する報告を求めている。

また、個人課税事務等の中で、税務署において受理した開廃業届に係る年度ごとの内訳件数を使用することはない。

ウ 個人課税事務提要等においても、税務署において受理した開廃業届に係る年度ごとの内訳件数の集計や報告に関する規定は存在せず、当該件数を個人課税事務等に使用するものでもないから、特定税務署は、本件対象文書を作成していない。

エ K S Kシステムにおいても、当該件数を集計する機能は有していない。

オ したがって、特定税務署において本件対象文書は保有していない。

(2) 当審査会事務局職員をして、国税庁及び各国税局のウェブサイトを確認させたところ、税務署において受理された開廃業届の年度ごとの内訳件数を報道発表等していないことが認められる。

(3) 当審査会において、諮問庁から個人課税事務提要等の提示を受けて内容を確認したところ、個人課税事務提要等は、個人課税事務等を運営するため具体的な事務手続を定めたものであると認められる。そして、それらの中には、税務署において開廃業届を受理した場合の事務処理に関する記述があり、上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。しかしながら、審査請求人が開示を求める、税務署において受理した開廃業届の年度ごとの内訳件数に関する記述は認められない。

(4) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に特段、不自然、不合理な点はなく、その他、特定税務署が本件対象文書を保有していると認めるに足る特段の事情もないことから、特定税務署において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法 8 条 1 項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定税務署において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子